

● 引上げ分の地方消費税交付金の使途について（令和5年度決算分）

平成26年4月から消費税率改定に伴う地方消費税交付金の引上げ分については「社会保障4経費その他社会保障施策（社会福祉、社会保険及び保健衛生）」に要する経費に充てるものとされています。

令和5年度決算における使途については、次のとおりです。

（歳入）	地方消費税交付金（社会保障財源化分）	163,694千円
（歳出）	社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費	774,058千円

（単位：千円）

事業名	経費	財源内訳			
		特定財源	一般財源		
			社会保障財源化分の地方消費税交付金	その他	
社会福祉	社会福祉総務事業	3,065	2,699	366	0
	心身障害者等福祉事業	212,227	160,627	44,881	6,719
	老人福祉事業	14,378	9,321	3,041	2,016
	地域福祉センター事業	3,679	0	778	2,901
	福祉医療事業	53,258	21,381	18,119	13,758
	児童手当事業	117,345	99,093	18,252	0
	保育所事業	53	53	0	0
	災害救助事業	50	0	11	39
	小計	404,055	293,174	85,448	25,433
社会保険	国民健康保険事業	84,238	61,258	17,814	5,166
	後期高齢者医療事業	46,200	34,650	9,770	1,780
	介護保険事業	239,148	14,393	50,574	174,181
	小計	369,586	110,301	78,158	181,127
保健衛生	母子衛生事業	417	298	88	31
	小計	417	298	88	31
合計		774,058	403,773	163,694	206,591

※1 地方消費税交付金（社会保障財源化分）は、令和5年度決算額です。

※2 事務費や事務職員の人件費等は除外してあります。